

〈医師用〉

再登園前、医師に「意見書」を記入してもらい、登園時に必ず提出してください。

意見書

〈医師記入〉

施設名 モニカ 園
施設長殿

児童氏名

病名

年

月

日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印
又はサイン

きりとり

〈保護者用〉

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
なお、当園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

登園届

〈保護者記入〉

施設名 モニカ 園
施設長殿

児童氏名

病名

と診断され、

年

月

日に、

医療機関名

において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断
されましたので登園いたします。

保護者氏名

印
又はサイン

感染症について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、「登園届」・「意見書」の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

「意見書」が必要な感染症

以下の感染症に罹った時は、再登園前、医師に「意見書」を記入してもらい、登園時に必ず提出してください。

疾病名	登園停止解除の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、且つ、解熱した後3日を経過するまで (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、且つ全身症状が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、且つ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
急性出血性結膜炎	

「登園届」が必要な感染症

登園の際には、保護者が記入した「登園届」の提出をお願いいたします。

疾病名	登園停止解除の基準
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・膿腫の影響がなく、普段の食事が取れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が取れること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・膿腫の影響がなく、普段の食事が取れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
新型コロナウイルス	医師や保健所の指示による